案件番号：１２１０２４０１３

令和6年度　京浜港湾事務所並木宿舎清掃等業務

仕　様　書

令和6年２月

国土交通省関東地方整備局
京浜港湾事務所

１．概要

本業務は、京浜港湾事務所所属並木宿舎の清掃等を行うものである。

２．履行場所

横浜市金沢区並木３－２－８　並木宿舎

３．履行期間

契約締結日から令和７年３月３１日までとする。

但し、土日祝祭日及び年末年始（１２／２９～１／３）は除く。

４．作業内容及び範囲

１）日常清掃Ａ

毎日（月～金）作業を行うものとする。

作業内容は別紙１、作業範囲は別添図面のとおり

作業時間は９時１５分から１２時までとする。

２）日常清掃Ｂ

週３回（月・水・金）作業を行うものとする。

作業内容は別紙１、作業範囲は別添図面のとおり

作業時間は９時１５分から１２時までとする。

３）定期清掃

月１回作業を行うものとする。

作業内容は別紙１、作業範囲は別添図面のとおり

作業日時については当初係官と調整するものとする。

５．受注者の負担の範囲

清掃作業に必要な資機材は、受注者の負担とする。ただし、次のものは除く。

（１）清掃に必要な電気、水道、ガス

（２）衛生消耗品（トイレットペーパー、ゴミ袋、石鹸水等）

６．資機材等の保管

１）日常清掃に使用する資機材及び衛生消耗品は、指定された場所に整理して保管すること。

２）定期清掃のみに使用する資機材は作業完了後持ち帰ること。

７．建物内施設等利用

１）居室等の利用

娯楽室、ゲストルーム等については、利用できないものとする。

２）共用施設の利用

便所及び休憩室等の一般共用施設については、利用することができる。

3）駐車場の利用

駐車場については、利用できないものとする。ただし、資機材等の運搬や従事者の送迎等で一時的に駐停車する場合はこの限りではない。

8．特記事項

1）受注者は、日常清掃及び定期清掃に従事する作業員について事前に当所に届け出ること。作業員を変更したときも同様とする。

2）業務中は盗難、火災の予防に十分留意すること。業務終了後は、窓扉の施錠及び火の元を確認し、不用の灯を消すこと。清掃作業実施に際し、引火性危険物を使用するときは、あらかじめ当所係官に届け出て、承認を受けること。

3）清掃作業に使用する資機材は、品質良好なものを使用するものとする。また、受注者の責任において使用場所に最適なものを的確に選択し、使用する。

4）清掃作業中に建物・窓ガラス及び物品等を破損した場合は、直ちに当所係官へ報告するとともに、受注者の負担において復旧するものとする。

5）業務終了後は毎日、別紙２の清掃業務点検表に記載し、１ヵ月分をまとめて当所係官へ提出すること。

6）業務遂行にあたり、当所係官の指示がある場合は、その指示に従うものとする。

7）本業務はグリーン購入法適用とする。

8）作業時間内において、以下のような状況については対応すること。

①宅配業者等からの配送があった場合の受領。なお取り扱いには十分注意すること。

②設備修理業者等の来訪者の応対。

その際、不明な点については必ず当所係官へ速やかに連絡し、指示を仰ぐこと。

9．検収

検収は、３ヵ月毎に行うものとし、検査職員の給付完了の確認をもって検収とする。

１０．支払

代金の支払いは、３ヵ月毎の検収終了後、受注者の適法な請求書を当所が受理した日から起算して３０日以内に支払うものとする。

１１．秘密の保持

本業務において知り得た情報について、受注者は一切を第三者に漏洩してはならない。本業務終了後においても同様とする。

１２．その他

１）暴力団員等による不当介入を受けた場合の措置

①受注者は、暴力団員等による不当介入を受けた場合は、断固としてこれを拒否すること。また、不当介入を受けた時点で速やかに警察に通報を行うとともに、捜査上必要な協力を行うこと。下請負人等が不当介入を受けたことを認知した場合も同様とする。

②①により警察に通報又は捜査上必要な協力を行った場合には、速やかにその内容を記載した書面により発注者に報告しなければならない。

③①及び②の行為を怠ったことが確認された場合は、指名停止等の措置を講じることがある。

④暴力団員等による不当介入を受けたことにより工程に遅れが生じる等の被害が生じた場合は、発注者と協議しなければならない。

２）本仕様書に記載なき事項及び疑義が生じた場合は、両者協議のうえ決定するものとする。

以　上

別　紙　1

清　掃　業　務　基　準

・清掃業務の範囲及び作業内容
清掃業務の範囲及び作業内容は下表のとおりとする。ただし、次に示す部分については作業を省略できる。
(a)家具、什器等（安易に移動可能なものは除く）があり清掃が不可能な部分
(b)電気が通電され、若しくは運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分
(c)その他当所係官が特に指定した部分
(d)天井高さ3.5mを越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

清掃区分	清掃場所	作業項目		作業内容	面積(㎡)	備考
日常清掃A	浴室・シャワー室・脱衣室・洗面室/洗濯室	硬質床	洗浄	適性洗剤を用いて、モップ及びタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	浴室内29 ｼｬﾜｰﾌﾞｰｽ内7 脱衣室14 洗面室・洗濯室71	
		弾性床・木製床	除塵及び部分水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。		
		浴室、シャワー室内壁・洗面台・水栓・シャワー金具等・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。		
		排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水又は適性洗剤で洗う		
	便所	弾性床	除塵及び全面水拭き	自在ぼうきで集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	59	
		洗面台及び水栓・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。		
		衛生陶器	洗浄	適性洗剤を用い洗浄し、拭く。		
日常清掃B	厨房	硬質床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、集めたゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	25 什器備品20	
		流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ束子で丁寧に洗浄し、タオルで拭く。		
		什器備品	拭き	水拭き又は適性洗剤で拭く。		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の側面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。		
定期清掃	玄関	硬質床	一般床洗浄	軽微な什器の移動を行ったうえで床面の除塵を行う。 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。 洗浄用パッド又は洗浄用ブラシを装着した床磨き機で汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。２回以上水拭きを行って、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 移動した軽微な什器を元の位置に戻す。	9	
	玄関ホール	弾性床	表面洗浄	椅子等軽微な什器の移動を行ったうえで床面の除塵を行う。 床面に適正に希釈した表面洗浄用洗剤をむらのないように塗布する。なお洗浄水の侵入のおそれのあるコンセント等は、あらかじめ適正な養生を行っておく。 洗浄用パッド（赤）を装着した床磨き機で、皮膜表面の汚れを洗浄する。 吸水用真空掃除機又は床用スクイジーで汚水を除去する。２回以上水拭きを行い、汚水や洗剤分を完全に除去した後、十分に乾燥させる。 樹脂床維持剤を、塗り残しや塗りむらのないように格子塗りし、十分に乾燥させる。樹脂床維持剤の塗布回数は、原則として１回（格子塗り）とする。 移動した椅子等軽微な什器を元の位置に戻す。	38	
	廊下・下足室	弾性床	表面洗浄		377	
	食堂	弾性床	表面洗浄		75	
	階段	弾性床	表面洗浄		97	

日　常　清　掃　業　務　点　検　表

別紙２

令和　　年　　月　　日（　）	清掃員氏名：

・清掃業務の範囲及び作業内容

清掃業務の範囲及び作業内容は下表のとおりとする。ただし、次に示す部分については作業を省略できる。

(a)家具、什器等（安易に移動可能なものは除く）があり清掃が不可能な部分

(b)電気が通電され、若しくは運転中の機器が近くにある等、清掃が極めて危険な部分

(c)その他当所係員が特に指定した部分

(d)天井高さ3.5mを越える照明器具、吹出口等の高所にある部分の清掃は、原則として別途とする。

清掃区分	清掃場所	作業項目		作業内容	面積(㎡)	実施項目に○	備考
日常清掃A	浴室・シャワー室・脱衣室・洗面室/洗濯室	硬質床	洗浄	適性洗剤を用いて、モップ及びタオルで洗剤拭き及び水拭きをする。	浴室内29 ｼｬﾜｰﾌﾞｰｽ内7		
		弾性床・木製床	除塵及び部分水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	脱衣室14		
		浴室、シャワー室内壁・洗面台・水栓・シャワー金具等・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。	洗面室・洗濯室71		
		排水口	ごみ収集	ごみを収集し、目皿を水又は適性洗剤で洗う			
	便所	弾性床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、ゴミは所定の場所に搬出する。汚れた部分はモップで水拭きする。	59		
		洗面台及び水栓・鏡	拭き	スポンジ束子で適性洗剤を塗布し、洗浄のうえ、タオルで拭く。			
		衛生陶器	洗浄	適性洗剤を用い洗浄し、拭く。			
日常清掃B	厨房	硬質床	除塵及び全面水拭き	真空掃除機で集塵し、集めたゴミは所定の場所に搬出する。床全面をモップで水拭きする。	25		
		流し台	洗浄	中性洗剤を用いてスポンジ束子で丁寧に洗浄し、タオルで拭く。			
		什器備品	拭き	水拭き又は適性洗剤で拭く。	什器備品20		
		ごみ箱	ごみ収集	ごみを収集し、容器の側面で汚れた部分は、タオルで水拭き及び乾拭きする。			